

募集要項等に関する質問への回答

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
1	様式集		事業計画書 第10-11~13号様式	収支計画についての収支表については、任意の様式でよろしいでしょうか。	任意の様式で差し支えありません。
2	募集要項	P 3	9応募資格 2) 応募者の制限	市の入札に参加できない団体等でないことと規定がございますが、貴市の競争入札参加申請資格は必要でしょうか。必要の場合には申請時点で要件を満たしていればよろしいでしょうか。仮に共同企業体を組成する場合には、各構成員が必要でしょうか(代表団体のみでよろしいですか)。ご教示下さい。	富士市競争入札参加資格審査申請の登録は、必要ありません。
3	募集要項	P 5	11応募方法 2) 提出書類⑫	その他の税について未納がないことの証明書が求められておりますが、その他の税について具体的にご教示下さい。	地方税(都道府県税・市町村民税)がその他の税に該当します。
4	募集要項	P 10	評価基準 (2)評価項目と配点	複数団体が申請する場合は、各団体の指定管理料は異なるものと予想されますが、予算範囲内での指定管理料の高低は評価されないのでしょうか。評価されるとのご見解の場合は、その基準をお示し下さい。	指定管理料は、審査項目の一つです。審査の視点および詳細な評価基準については、公表しません。
5	仕様書	P 90~92	別紙10 修繕履歴一覧表	現行指定管理者が実施した各年度の修繕内容についての税込金額をご教示下さい。	当該情報については、公表しません。
6	募集要項	P 7	14その他の留意事項 8) 業務の再委託の制限	現行指定管理者が市の承諾を得て実施しています再委託内容についてその項目・委託先・税込金額及び再委託先を決定する方法(一般競争入札、指名競争入札、随意契約等)をご教示下さい。	当該情報については、公表しません。
7	仕様書	P 5	2) 指定管理者が行う業務の範囲	現行指定管理者の過去3年分の支出項目について全品目(詳細内容)ごとの税込金額をご教示下さい。(電気料金・ガス料金・水道料金、消耗品、リース料金等)。但し、自主事業分は除く	個別の使用料金については、公表ませんが、電気・ガス・水道・トイレトペーパーの年間使用量は次のとおりです。 令和7年度 電気140,317kW ・ ガス3.6㎡ ・ 水道5,955㎡ トイレトペーパー8,480個 令和6年度 電気140,034KW ・ ガス2.7㎡ ・ 水道4,875㎡ トイレトペーパー10,380個 令和5年度 電気148,781KW ・ ガス2.2㎡ ・ 水道6,251㎡ トイレトペーパー9,000個
8	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	行政財産使用料等、市に対して支払義務のある費用がございましたら、その内容をご教示ください。あわせて、年間のお支払額につきましてもご開示ください。	岩本山公園レストハウスについては、行政財産使用料の支払い義務はありません。
9	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	営業時間及び定休日は、駐車場等の鍵の開錠、施錠の時間内であれば、指定管理者の提案によるものでよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	営業内容・販売品目に関する制限事項をご教示ください。(アルコール提供、物販、テイクアウト等)	アルコール提供・物販・テイクアウトは可能ですが、設置目的による提案を求めています。
11	仕様書	P 3	3) 主要施設の内容	今後予定されている公園整備・改修計画等がございましたらご教示ください。	便所の洋式化を順次行っていきます。
12	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	利用可能な設備容量につきまして、ご教示ください。 ・電気設備容量 ・ガス設備容量 ・給排水設備容量	参考資料1のとおりです。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
13	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	排気・臭気対策に関する基準等をご教示ください。	関係する法令には、建築基準法・消防法・食品衛生法・悪臭防止法などが考えられます。
14	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	グリストラップ設置基準および維持管理ルールをご教示ください。	関係する法令には、下水道法・水質汚濁防止法・建築基準法及び富士市下水道条例などが考えられます。
15	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	現在設置されている設備の使用可否についてご教示ください。	業務の引継ぎでは、指定管理者と次期指定管理者の協議のうえ引継ぎがされることとなっています。
16	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	内装の工事可能範囲をご教示ください。	工事可能範囲については、協議のうえ可否を決定いたします。
17	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	外観変更・塗装変更等に関する制限事項をご教示ください。	変更を行う計画ごと、協議のうえ可否を決定します。
18	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	看板・サインの設置基準をご教示ください。	建物以外への広告看板の設置は、認められていません。ただし、案内看板については内容や設置場所に応じて協議のうえ判断します。
19	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	景観条例等に関する留意事項をご教示ください。	富士市全域が景観計画区域に指定されています。また、屋外広告物は、第1種普通規制地域となっています。
20	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	主な利用者層についてご教示ください。 (観光客、地域住民、ファミリー層、学生、ビジネス利用者、シニア層等) また、それぞれの利用者層の構成比率や利用傾向についても、可能な範囲でご教示ください。	厳密に把握しているわけではありませんが、地域住民や観光客の利用が多いように感じます。構成比率などは把握できていません。
21	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	岩本山公園の直近3年間のイベントの開催実績及び屋台、キッチンカーの出店実績をご開示ください。	フリーマーケットなど毎年14回程度開催されています。また、キッチンカーの出店実績は令和7年度は5回です。
22	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	イベント開催時における屋台、キッチンカー等の出店許可について、指定管理者の権限により許可を行うことが可能かご教示ください。	富士市都市公園条例に基づき、指定管理者の権限で許可することが可能です。
23	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	搬入車両に関する制限事項をご教示ください。	2tトラック程度での搬入は問題はありません。
24	仕様書	P 1 5	3) 緊急時対応及び災害発生時の措置	中央公園、富士西公園、岩本山公園の避難導線・防災計画上の留意事項をご教示ください。	富士市地域防災計画に基づき、市との連携をお願いします。
25	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	過去3年間の営業日数と収入及び支出の実績をご開示ください。	休業日は、木・金及び年末年始は予約営業を実施しています。 収入・支出については、公表しません。
26	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	地域イベント・観光施策との連携事例の実績がございましたらご開示ください。	実績はありません。
27	仕様書	P 7	カ 岩本山公園レストハウスの運営	過去の出店・撤退事例がございましたら、ご開示ください。	出店事業者の事情のため、公表しません。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
28	仕様書	P 7	オ 自動販売機の設置	公園施設設置許可（都市公園法第5条の1、富士市都市公園条例9条）の手続きが必要となることですが、1台当たり年間の費用をご教示ください。	富士市都市公園条例に記載されています。
29	仕様書	P 3	3 施設の概要	過去3年間の各公園のイベント開催実績（期間、来園者数、主催者等）をご開示ください。	市が開催するイベントは業務仕様書の別紙12に記載しており、そのほかのイベントはフリーマーケットを主に中央公園45回、広見公園2回、岩本山公園14回程度開催されています。なお、当日の来園者数は把握しておりません。主催者は、民間事業者や個人などさまざまです。
30	仕様書	P 5	(4) 自主事業に関する事項	過去3年間の各公園の自主事業の内容及び収支実績をご開示ください。	毎年、かぐや富士コンサートや七夕飾り、落ち葉プール、観梅コンサート、エンジョイ岩本山公園、花のライトアップなどを実施しています。 自主事業での収支は、以下の通りです。 R5 ¥304,500 ・ R6 ¥233,550 ・ R7 ¥278,060
31	仕様書	P 1 0	⑫駐車場等の鍵の開錠、施錠	浮島ヶ原自然公園の木道出入口の鍵の場所をご教示ください。	管理棟内にあります。
32	仕様書	P 1 3	5 実施体制	岩本山公園・中央公園・富士西公園の人員配置体制（常勤・非常勤人数、1日の配置人数等）をご教示ください。	仕様書に沿って配置してください。
33	募集要項、様式集	P 9	(2) 評価項目と配点	審査項目および評価基準について、様式集の事業計画書に記載を求められている内容と、募集要項に記載されている審査項目・評価基準の内容に一部相違が見受けられますが、どちらを優先して記載すべきかご教示ください。 例えば、事業計画書の様式には「利用者サービスの向上策」の記載欄がありますが、募集要項の審査項目には該当する記載がありません。 一方で、募集要項の審査項目には「利用者ニーズの把握」が挙げられていますが、事業計画書の様式には記載箇所が見当たりません。 これらの項目については、どのように対応すればよいかご教示ください。	様式集（PDF）の記載に誤りがございましたので、訂正させていただきます。（※様式集（ワード）の書面は訂正なし）
34	仕様書	P 9	2) 施設の利用実績	各公園の過去3年間の来園者数をご開示ください。	昨年度から活用している人流データから、米の宮公園13.8万人・岩本山公園22.8万人・広見公園29万人・中央公園80.3万人・富士西公園38.8万人・富士と港の見える公園1.8万人・原田公園12.5万人・新通町公園2.3万人であり、他は把握できておりません。
35	仕様書	P 9 0	別紙10修繕履歴	別紙10 修繕履歴に記載のある未実施案件及び指定期間中に更新が必要と想定される設備があればご教示ください。	修繕未実施案件はなく、指定期間中の定期更新が必要な設備はありません。
36	仕様書	P 1 7	6 指定管理料と利用料金 1) 指定管理料	指定期間中に大幅な物価上昇又は光熱水費高騰が発生した場合の指定管理料見直し協議の考え方をご教示ください。	募集要項の5指定管理料や業務仕様書6指定管理料、7リスク分担に記載があるように別途協議を行うこととなっています。
37	仕様書	P 3	3) 主要施設の内容 3 広見公園	広見公園ドッグランについて、利用ルール、利用登録制度の有無、事故発生時の責任分担及び想定管理水準をご教示ください。	利用ルールについては看板で周知する予定であり、利用登録制度は設けない方針です。また、事故発生時の責任については、利用者の自己責任とする予定です。なお、想定される管理水準としては、利用者が安心・安全に利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。
38	仕様書	P 1 1	⑭中央公園水遊び場の管理	中央公園水遊び場について、想定利用者数、清掃頻度、水質管理基準、過去の維持管理費試算をご教示ください。	想定利用者数は設定しておりません。清掃頻度については、仕様書P9⑤「噴水施設管理」と同様です。水質管理基準については、上水道管に直結されていることから、水道水と同等と考えております。なお、維持管理費試算については、公表しません。
39	仕様書	P 6	ウ 実施条件	自主事業における市への利益還元について、過去事例及び想定する還元率等があればご教示ください。	施設全体の収入から支出を差し引いた剰余額の数%を還元し、施設の備品購入や修繕等に充当した事例や、売上高の数%以上を還元した事例がありました。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
40	仕様書	P 6	公園施設の設置	キッチンカー、物販、常設売店等の実施に関する考え方及び許可条件をご教示ください。	富士市都市公園条例第2条第1項各号に掲げる行為は許可が可能です。
41	仕様書	P 8、22	⑧花壇・バラ園管理 6) 自治会（公園愛護者）との連携・推進	各公園愛護会及びボランティア団体の活動内容、活動頻度、支援内容及び現在の課題をご教示ください	公園愛護会は、公園内の清掃・除草・低木の剪定、遊具の点検や塗装などを不定期で行っており活動に必要な資材や機械は市が用意しています。ボランティアは主にガイド活動を不定期で行っています。
42	該当なし			現指定管理者の管理運営において、市が評価している点及び改善を期待している点をご教示ください。	ウェブサイトにて公表されています。 https://www.city.fuji.shizuoka.jp/1010130000/p005101.html
43	仕様書	P 17	6 指定管理料と利用料金 1) 指定管理料	指定管理料積算時に想定した業務別内訳（人件費、植物管理費、清掃費、修繕費、光熱水費等）をご教示ください。	現指定管理者が管理している公園（番号1～10+雁公園）の内訳は、参考資料2のとおりです。
44	該当なし			各公園において、樹木診断実施状況及び危険木として認識している箇所があればご教示ください。	緊急性のある樹木はありませんが、毎年ナラ枯れや枯れ枝等があるため、定期点検は必要と考えます。
45	該当なし			大径木・高木について、指定期間内に計画している伐採又は更新予定があればご教示ください。	計画はありません。
46	該当なし			各公園の過去5年間の主な苦情内容及び対応状況についてご教示ください。	公園利用の仕方や施設の故障等の苦情が多く寄せられます。
47	該当なし			各公園における放置車両、不法投棄及び迷惑利用の発生状況をご教示ください。	放置車両や不法投棄は確認されていません。 犬の散歩やスケートボード等による迷惑行為はあります。
48	仕様書	P 4、19	4 指定管理業務内容 1) 市及び指定管理者の業務区分 8 市の関与 1) モニタリングの実施	各公園の過去の利用者アンケート結果及び改善要望の主な内容をご教示ください	指定管理者は自主事業時にアンケートを実施して、自主事業の見直しを行っています。また、改善の主な要望は施設の修繕や樹木管理です。
49	仕様書	P 89	別紙9 前指定管理者が使用していた備品一覧表（積算参考資料）	指定期間内に更新が必要と想定される備品及び設備があればご教示ください。	市から指定管理者に貸与している備品及び設備の更新計画はありません。
50	該当なし			本公募において、市が特に重視する課題及び指定管理者に期待する取組をご教示ください。	業務仕様書に記載しております。
51	該当なし			現指定管理者から引き継がれる備品、管理台帳、樹木管理履歴、施設点検記録等の内容をご教示ください。	業務の引継ぎでは、指定管理者と次期指定管理者の協議のうえ引継ぎがされることとなっています。
52	該当なし			市として現在の管理上、最も課題と認識している公園及び課題内容をご教示ください。	管理上、課題と認識している公園はございません。
53	該当なし			現管理者の直近3か年の収支実績（指定管理業務、自主事業別）をご教示ください。	No.43のとおりです。
54	該当なし			市民要望として継続的に寄せられている事項及び未対応案件があればご教示ください。	公園利用の仕方や施設の故障等の苦情が多く寄せられます。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
55	仕様書	P 3	3) 主要施設の内容	指定期間中に予定している施設整備、再整備、改修計画があればご教示ください。	No.11のとおりです。
56	仕様書	P 5 2 ~ 6 3	別紙 4 施設維持管理 (植物) 業務一覧表 (参考)	公園ごとの植栽管理対象面積及び樹木数量 (高木・中木・低木) が分かる資料があればご開示ください。	業務仕様書の別紙 4 を参考にしてください。
57	仕様書	P 5 2 ~ 6 3	別紙 4 施設維持管理 (植物) 業務一覧表 (参考)	別紙 4 に記載の管理水準に加え、現管理者が実施している実際の除草・芝刈・剪定等の年間実施回数をご教示ください。	天候や利用状況に応じて実施しているため、一律の年間実施回数をお示しすることはできません。
58	該当なし			継続的な苦情対応を要する案件又は管理運営上特に配慮を要する案件があればご教示ください。	公園の利用方法や施設の故障等に関する苦情が多く寄せられています。管理運営に当たっては、公園利用者の安全・安心の確保に努めてください。
59	該当なし			過去 5 年間における夜間利用、騒音、花火、バイク進入等の迷惑行為発生状況をご教示ください。	特に報告はありません。
60	仕様書	P 1 7	6 指定管理料と利用料金 1) 指定管理料	各公園における過去 5 年間の電気・水道・下水道使用量及び料金実績をご開示ください。	No.7のとおりです。
61	仕様書	P 1 5 ~ 1 8	3) 緊急時対応及び災害発生時の措置	過去 5 年間における台風・豪雨・倒木等に伴う主な災害対応実績及び復旧費用実績をご教示ください。	実績はありません。
62	仕様書	P 1 5	3) 緊急時対応及び災害発生時の措置	災害発生時の公園利用基準や判断フローは定められていますか。 (例: 大雨・強風・地震後の閉園基準、遊具使用停止基準など)	災害発生時の基準等は定めていません。 但し、指定管理者が危機管理マニュアルを作成しています。
63	仕様書	P 2 2	6) 自治会 (公園愛護会) との連携・推進	公園愛護会と協働で維持管理を行う場合、事故等が発生した際の責任区分はどのようになりますか。 (指定管理者・市・愛護会の責任範囲)	公園愛護会の活動に係る保険については、市が加入する保険で対応します。なお、指定管理者が公園愛護会に依頼して実施した活動において事故等が発生した場合の責任は、指定管理者が負うこととなります。
64	仕様書	P 2	2) 施設の利用実績	各施設の利用者人数 (過去 3 年分) および、計測方法を教えてください。	No.34のとおり
65	仕様書	P 1	2) 施設運営の基本方針	これまで園内で発生した事故の有無と、その内容について教えてください。(樹木倒木、枝折れ、遊具事故などを含む)	転倒事故、遊具事故、枯れ枝落下事故等がありました。
66	仕様書	別紙3、28ページ・別紙4 別紙7 67ページ		①各公園の樹木剪定について、仕様書等により概ねの実施内容は把握できますが、対象箇所や作業範囲の詳細を確認できる資料はございますか。 また、別紙 4 に示された範囲が剪定対象の全てであると考えてよろしいでしょうか。 それ以外に指定管理者が維持管理を行うべき樹木や植栽がある場合は、ご教示ください。 ②消毒作業について使用できない薬剤の明示、散布時期、回数の指定等の判断できる資料がある場合は、ご教示ください。	①業務仕様書の別紙 3 に示した管理区域内の樹木等はすべて指定管理者が行うこととなります。 ②散布時期や回数は天候に左右するため、現場の判断と考えます。薬剤については、業務仕様書の別紙 7 を参考にしてください。
67	様式集		第9号様式	第 9 号様式の記載内容から、指定管理業務に類する実績がない団体であっても応募申請は可能であると理解しておりますが、その認識で相違ないでしょうか。 また、実績の有無は応募資格の要件ではなく、提案内容や審査における評価項目の一つとして取り扱われるものと考えてよろしいでしょうか。	応募申請については、ご認識のとおりです。 また、評価基準のとおりです。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
68	業務内容	P 7、P 11	カ 岩本山公園レストハウスの運営 ⑬	レストハウスの運営にあたり、施設の改装や修繕等が必要となった場合、その費用負担区分についてご教示ください。 また、レストハウスの運営事業者が不在となった場合や、テナントが撤退し空き施設となった場合の対応方針についてもご教示ください。 あわせて、レストハウスの運営において継続的な収益確保が困難であると判断された場合、指定管理者が運営を行わない、または休止することは可能でしょうか。その際の条件や手続きについてご教示ください。	施設の改装については、市と協議のうえ可否を決定し、実施する場合は全額指定管理者の負担となります。なお、修繕については、1箇所当たり30万円以下の場合は指定管理者の負担となります。 レストハウスの運営ができなくなる場合は、協議により対応します。
69	業務内容	P 13	1)組織体制・人員配置	仕様書等で配置が求められている人員については、正規雇用職員の配置が必須となるのでしょうか。それとも、業務の一部を外委託することや、委託先職員の配置による対応も可能でしょうか。 また、当該業務を継続的に運営するためには、休暇取得や欠員発生時の交代要員を含めた人員確保が必要になると考えますが、現在の運営体制においてはどのように対応されているのでしょうか。差し支えない範囲でご教示ください。	正規雇用職員の配置は、指定管理者の組織体制によるものとします。業務の一部を委託する場合は、協議が必要です。365日配置が必要などところについては交代要員を確保し運営しています。
70	業務内容	P 12	7) 施設の修繕	イの1箇所あたり30万以下の修繕については理解いたしました。 一方で、30万円を超える修繕が必要となった場合の手続きについてご教示ください。 修繕の必要性を確認した後、どのような方法で申請・協議を行うことになるのでしょうか。 また、当該修繕が完了するまでの間に必要となる仮設措置や安全対策、一時的な応急処置等に要する費用については、指定管理料とは別途の費用負担として取り扱われるものと考えてよろしいでしょうか。	毎月実施するモニタリングの実施する際に、修繕内容、概算額などの資料を用意していただき、協議を行います。 修繕完了までの期間は、安全対策及び応急処置等は、指定管理者の費用負担となります。 その他の具体的な取り決めについては、協議のうえ決定します。
71	業務内容	P 11	6) その他	公園内に家電製品、古タイヤその他の不法投棄物が発見された場合、その処分費用の負担区分についてご教示ください。 これらの不法投棄物については、指定管理者が処分費用を負担して対応するものと考えてよろしいでしょうか。また、市が回収または処分を行う場合の手続きや判断基準があれば併せてご教示ください。	不法投棄物は、指定管理者が処分します。 市が回収・処分することはありません。
72	業務内容	P 4	⑫駐車場等の鍵の開錠、施錠	対象となる9か所の公園については、開錠及び施錠業務が必要と理解しております。現在の運営においては、これらの業務をどのような体制で実施されているのでしょうか。開錠・施錠時刻が重複する公園もあるため、複数名で分担して対応されているのか、ご教示ください。 また、仕様書に記載されている開錠・施錠時刻について、「〇時以降」とある場合は、指定時刻ちょうどではなく、指定時刻以降に順次対応する運用でも差し支えないものと考えてよろしいでしょうか。	仕様書に記載のとおり指定時間内は駐車場を開放することとし、施錠時間は、指定管理者の都合で変更できます。
73	市及び指定管理者の	P 18	法令等の順守	公園の利活用促進や新たな事業展開について、指定管理者から提案を行うことは可能でしょうか。 提案内容によっては、現行の法令や運用基準等との調整が必要となる場合がありますが、そのような場合には市と協議を行いながら実現に向けた検討を進めることは可能でしょうか。 また、提案事項に関連する制度改正や運用変更等が必要となる場合、市として相談や協議に応じていただけるものか、ご見解をご教示ください。	都市公園法を厳守し公園利用者の利便性向上に繋がるのであれば協議に応じられます。
74	仕様書	P 5、P 23	自主事業に関する事項 協議事項	自主事業の実施や公園の利活用促進を図る中で、指定管理者から公園運営に関する条例、規則、運用基準等の見直しや変更について協議を行うことは可能でしょうか。 また、その協議の結果、変更が認められる可能性はどの程度あるのでしょうか。あわせて、変更に係る検討から決定までの一般的な期間の目安についてもご教示ください。 特に、自主事業の提案内容によっては現行制度との調整が必要となる場合があるため、市と指定管理者がどのような形で協議を進めることになるのかについても併せてご教示ください。	条例改正には、市の審査委員会を経て市議会の議決が必要であります。検証も含めてそれなりに期間を要すると考えられます。
75	仕様書	P 14	電気主任技術者の配置	本業務において配置が求められる電気主任技術者は、指定管理者による直接雇用が必要となるのでしょうか。それとも、保安管理業務の委託等により、外部の電気主任技術者を選任することも可能でしょうか。 また、外部委託による対応が可能な場合、資格要件や契約形態等について条件がありましたらご教示ください。	外部の電気主任技術者を選任することも可能です。 指定管理者との契約が必要です。

No.	質問対象資料			質問内容	回答
	資料名	ページ	項目		
76	ご案内	P 3	応募者の制限	<p>募集要項において、「入札に参加できない団体でないこと」とありますが、これは業務委託等に係る入札参加資格を指すのでしょうか。それとも、建設工事（建築・土木工事等）の入札参加資格を有していれば要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、共同事業体（JV）として申請する場合、当該資格はJV全構成員に必要となるのでしょうか。それとも、代表団体または構成員のいずれかが有していれば要件を満たすのでしょうか。さらに、当該資格については指定管理者の申請時点で取得している必要があるのでしょうか。申請時点で未取得の場合、申請後に取得することは認められるのでしょうか。あわせて、資格取得が必要な場合、申請から認定・登録までのおおよその期間についてもご教示ください。</p>	No.2のとおりです。